

# 千葉市立千城台南中学校 P T A 会則

## 第 1 章 名称及び所在地

第 1 条 この会は、千葉市立千城台南中学校 P T A と称し、事務所を千城台南中学校内に置く。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、父母（又は、これに代わる者）と教師が協力して、学校と家庭と社会における密接な連携をはかり、生徒の幸福の増進をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 生徒の福祉のために父母と教師が協力する。
2. 教育環境の整備・改善に努める。
3. 会員相互の親睦・向上に努める。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、目的達成のため、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党及び宗教団体に偏らない。
2. この会及びこの会の役員の名で選挙候補者を推薦したり、支持したりしない。
3. 営利を目的とする事業は行わない。
4. 学業の管理・運営及び教職員の人事には関与しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、千城台南中学校に在籍する生徒の父母、又はこれに代わる保護者と、千城台南中学校に勤務する教職員とする。

## 第 5 章 役 員

第 6 条 この会は、次の役員を置く。

### 1. 本部役員

- |      |       |                       |
|------|-------|-----------------------|
| ・会 長 | 1 名   | (父母から)                |
| ・副会長 | 3 名以上 | (父母から 2 名以上、教員から 1 名) |
| ・書記  | 2 名   | (父母から 2 名)            |
| ・会計  | 3 名   | (父母から 2 名、教員から 1 名)   |

2. 学級理事 (各学級から 2 名、学級担任)

3. 会計監査 2 名 (父母から)

第 7 条 役員を選出は、次の通りとする。

1. 会長・副会長・書記・会計及び会計監査は、選考委員会で選考し、総会の承認を得て決定する。選考委員は、全理事出席の中で決める。
2. 学級理事は、地域的な面を考慮し、各学級より 2 名選出する。
3. 各学年の学級理事の中から、学年長・副学年長各 1 名を選出する。
4. 全学級理事の中から、専門部長・専門部副部長各 1 名を選出する。

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 この会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推薦し、会長が委嘱し、会に協力を求めるものとする。

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは代理を務める。
3. 書記は、総会及び各種役員会の議事を記録・保管し、会長の指示により各会合についての通知、報告をする。
4. 会計は、この会の会計事務を取り扱い、年度末に会計監査を受ける。
5. 本部役員及び学級理事は、この会の重要事項を企画し、運営にあたる。
6. 学級理事は、担任を助け、学級PTAの運営にあたる。
7. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会において報告する。

## 第6章 会 議

第11条 この会は、次の会議により運営する。

1. 総会
2. 本部役員会（必要に応じて学年代表・専門部長を含む）
3. 理事会
4. 学年理事会
5. 学級理事会
6. 専門部会

第12条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関であり、毎年4月、会長が召集する。

第13条 総会は、会長及び会員の3分の1以上が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

第14条 総会において審議決定する事項は、次の通りとする。

1. 活動計画及び予算
2. 活動報告及び決算
3. 会則の改正
4. 役員の選出
5. その他必要事項

第15条 総会の成立は、会員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席者の過半数で決定する。

第16条 本部役員会は、会議の開催・事業計画予算・会則などの原案作成・慶弔規定の運用など緊急事項について審議し、執行する。その他、学年間・専門部間の調整にあたる。

第17条 理事会は、総会に次ぐ議決機関とし、隔月定例会を開き、次の事項を審議決定する。

1. 総会に提出する議案
2. 総会などの決定に基づく業務の執行
3. 補正予算
4. その他、運営に関する重要事項

第18条 学年理事会は、学年の必要によって開催し、学年内の諸問題を審議し、学年PTAの運営にあたる。

第19条 学級理事会は、学級の必要によって開催し、学級内の諸問題を審議し、学級PTAの運営にあたる。

第20条 この会の目的を達成するために、次の部を置く。

1. 広報部
2. 文化部
3. 校外育成部

第21条 専門部員には、学級理事がなり部員の互選により、部長・副部長を選出し運営にあたる。

第22条 専門部会は、この会の目的遂行のための活動推進に従事し、総会及び理事会の決定を遂行する。

## 第7章 会 計

第23条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によってあてる。

第24条 この会の会費は、総会で決め、徴収する。なお、途中転出について返金はないものとする。

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第8章 付 則

第26条 会員の慶弔規定は、別に定める。

第27条 この会則は、昭和50年10月19日より施行する。

第28条 昭和51年4月17日、会則の一部改正

昭和55年4月26日、会則の一部改正

昭和63年4月23日、会則の一部改正

平成 3年4月20日、会則の一部改正

平成 5年5月 1日、会則の一部改正

平成 8年4月26日、会則の一部改正

平成15年4月26日、会則の一部改正

平成19年5月 1日、慶弔規定の一部改定

平成30年5月 1日、会則の一部改正

## 慶 弔 規 定

会則第26条に基づき、会員及び生徒の慶弔・災害などの見舞い・せん別については、次の通り定める。

### 1. 会員及び生徒に対する慶弔

- (1) 結 婚（教職員） 5, 0 0 0 円
- (2) 出 産（教職員） 3, 0 0 0 円
- (3) 死 亡（会 員） 1 0, 0 0 0 円

（生 徒）	1 0, 0 0 0 円
（教職員の配偶者）	5, 0 0 0 円
（教職員の1親等）	5, 0 0 0 円

- (4) 災 害 会員の家が災害にあった場合は、理事会で決め、適切な措置をとる。ただし、緊急の場合は、会長の判断により、随時措置をとる。
- (5) その他 特に必要と認めた場合は、理事会で協議して贈呈することができる。

### 2. 規定により贈呈せられたものは、一切返礼その他の形式は、不要のものとする。

# 千城台南中学校 P T A

## 収益事業運営要綱

### (目的)

第1条 本運営要綱は、千城台南中学校P T A（以下、「本会」という）の行う諸事業の実施により生じた収益（以下、「事業収益」という）の適正な運用を行うものである。

### (諸事業)

第2条 本会の行う事業収益の生じる諸事業については、本会の理事会において、決定する。

### (運営及び使途)

第3条 収益事業の運営及び事業収益の使途については、本会の理事会において審議し、決定する。

### (会計)

- 第4条
- 1.収益事業の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
  - 2.収益事業は特別会計とし、会計事務は本会の会計担当がこれに当たるものとする。
  - 3.特別会計の決算は、本会の会計監査を得て総会に報告し、承認を得るものとする。

### (改定)

第5条 運営要綱の改定は、理事会の過半数の賛成をもって行い、改定のあった場合は総会において報告する。

### 附 則

この運営要綱は、平成4年2月29日より施行する。